

# 最高裁事務総局が検察審査会を管轄

1. 検察審査会の規則・規定の作成(刑事局)
2. 検察審査会制度に関する法律・政令の制定に関する法務省との交渉・調整
3. 検察審査会事務局職員の人事(人事局)  
事務職員(裁判所事務官)の任命、異動、報酬の決定等
4. 検察審査会の予算管理
5. 検察審査会の経理事務 (所在地の地方裁判所)
6. 検察審査会が使うツール(審査員くじ引きソフト等)作成(経理局)
7. 検察審査会事務局への指示・通達(刑事局)
8. 検察審査会関係の広報(広報課)
9. 元検察審査員15000人を組織化(全国検察審査協会連合会)

※全国165の検察審査会事務局の所在地は各地の地方裁判所  
検察審査会事務局はルーティン業務しか行わない  
審査員の選定、審査員の召集、審査会議開催、議決結果報告等